

組織規程

平成18年規程第4号
平成18年4月1日制定
平成18年12月22日改正
平成19年1月31日改正

平成19年規程第3号
平成19年3月30日全部改正
平成19年6月28日改正
平成19年7月31日改正
平成19年11月30日改正
平成19年12月28日改正

平成20年規程第2号
平成20年3月31日全部改正
平成20年7月1日改正
平成20年7月9日改正
平成20年9月25日改正
平成21年7月10日改正
平成21年12月25日改正
平成22年3月26日改正
平成22年6月3日改正
平成22年7月20日改正
平成23年3月30日改正
平成26年4月1日改正
平成26年12月22日改正
平成27年3月30日改正
平成27年5月9日改正
平成27年8月1日改正
平成27年9月30日改正
平成27年10月30日改正
平成27年12月28日改正
平成28年2月29日改正
平成28年3月31日改正
平成28年9月30日改正
平成29年2月3日改正
平成29年3月29日改正
平成29年6月30日改正
平成29年8月31日改正
平成29年9月29日改正
平成30年6月18日改正
平成30年12月27日改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 C I O（最高投資責任者）等（第2条の2—第3条）
- 第3章 上席審議役等（第3条の2—第4条の4）
- 第4章 組織（第5条—第7条）
- 第5章 部の設置等
 - 第1節 部、室及び事務室（第8条—第14条の3）
 - 第2節 次長等（第14条の4—第16条の2）
- 第6章 課の設置等
 - 第1節 総務部（第17条—第19条）
 - 第2節 企画部（第20条—第21条の2）
 - 第2節の2 情報管理部（第21条の3—第21条の5）
 - 第2節の3 投資戦略部（第21条の6—第21条の7）
 - 第3節 市場運用部（第22条—第25条）
 - 第4節 特別な職（第26条—第26条の2）

第7章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務を能率的に遂行するための必要な組織を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 管理運用法人の組織に関しては、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 C I O（最高投資責任者）等

（C I O（最高投資責任者））

第2条の2 管理運用法人に、C I O（最高投資責任者）を置くことができる。

2 C I O（最高投資責任者）は、命を受けて、管理運用法人における年金積立金の運用を統括する。

（参与）

第3条 管理運用法人に、参与2人以内を置くことができる。

2 参与は、命を受けて、管理運用法人の業務に関する専門的事項に参画し、意見を具申する。

第3章 上席審議役等

（上席審議役）

第3条の2 管理運用法人に、上席審議役を置くことができる。

2 上席審議役は、命を受けて、管理運用法人に関する重要事項の企画及び立案並びに管理部門に関する事務を総括整理する。

（審議役）

第4条 管理運用法人に、審議役を置くことができる。

2 審議役は、命を受けて、管理運用法人に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 審議役は、命を受けて、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第7号及び第10号に掲げる事務に限る。）及び情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）を総括する。

（統括部長）

第4条の2 管理運用法人に、統括部長を置くことができる。

2 統括部長は、命を受けて、調査数理室、運用リスク管理室、投資戦略部、運用管理室、市場運用部及びオルタナティブ投資室を統括する。

（コンプライアンス・オフィサー）

第4条の3 管理運用法人に、コンプライアンス・オフィサー1人を置く。

2 コンプライアンス・オフィサーは、管理運用法人の役員、参与及び職員に対する法令遵守等の周知に係る事務をつかさどるほか、別に定める事務に当たるものとする。

（リーガル・オフィサー）

第4条の4 管理運用法人に、リーガル・オフィサーを1人置くことができる。

2 リーガル・オフィサーは、命を受けて契約内容の法的な確認その他法務をつかさどる。

第4条の5 削除

第4章 組織

（組織）

第5条 管理運用法人に、部、室及び事務室を置く。

2 部に、課を置く。

（職制）

第6条 部、室、事務室及び課に、それぞれ部長、室長、事務室長及び課長を置く。

2 室に副室長を置くことができる。

3 事務室に副事務室長を置くことができる。

（職務）

- 第7条 部長は、命を受けて部の事務を掌理する。
- 2 室長は、命を受けて室の事務を掌理する。
 - 3 事務室長は、命を受けて事務室の事務を掌理する。
 - 4 課長は、部長の命を受けて課の事務を掌理する。
 - 5 副室長は、室長の命を受けて室の事務を掌理する。
 - 6 副事務室長は、事務室長の命を受けて事務室の事務を掌理する。

第5章 部の設置等

第1節 部、室及び事務室

(部、室及び事務室の設置)

- 第8条 管理運用法人に、次の5部、6室及び2事務室を置く。

総務部

企画部

調査数理室

運用リスク管理室

情報管理部

投資戦略部

運用管理室

市場運用部

オルタナティブ投資室

インハウス運用室

監査室

経営委員会事務室

監査委員会事務室

(総務部の所掌事務)

- 第9条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 役員に係る事務（経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。）に関するすること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 管理運用法人の組織に関すること。
- (4) 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び研修全般に関すること。
- (5) 文書の收受に関すること。
- (6) 衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- (7) 予算、決算及び会計に関すること。
- (8) 経理計画に関すること。
- (9) 財産及び物品の管理に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理運用法人の事務で他部の所掌に属しないものに関すること。

(企画部の所掌事務)

- 第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関すること。
- (2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 管理運用法人の資金管理（経理課の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (4) 業務方針の策定等に関すること。
- (5) 運用機関及び資産管理機関への資金配分等に関すること。
- (6) 自家運用の資金管理及び資産管理に関すること。
- (7) 規程等の審査に関すること。
- (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) 管理運用法人のコンプライアンスに関すること。

- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事務。
(調査数理室の所掌事務)

第10条の2 調査数理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 運用に係る調査研究の企画及び調整に関する事務。
(2) モデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオの策定及び検証に関する事務。
(運用リスク管理室の所掌事務)

第10条の2の2 運用リスク管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 運用資産全体の運用リスク管理に関する事務。
(2) 運用資産全体の資産状況の管理に関する事務。
(3) 運用資産全体の運用状況の測定及び分析に関する事務。
(情報管理部の所掌事務)

第10条の3 情報管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報資産の管理に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務。
(2) 情報セキュリティの確保の統括に関する事務。
(3) 情報化の推進に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務。
(4) 情報システムの設計、開発、保守及び運用に関する事務。
(5) データベースの維持管理に係る統括に関する事務。
(投資戦略部の所掌事務)

第11条 投資戦略部は、管理運用業務に係る投資戦略等に関する次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関する事務。
(2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関する事務。
(3) 年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関する事務。
(4) ESGを考慮した投資に関する事務。
(運用管理室の所掌事務)

第12条 運用管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関する事務。
(2) 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関する事務。
(3) 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関する事務。
(4) 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関する事務。
(5) 運用委託手数料等に関する事務。
(6) 運用資産の移受管に関する事務。
(7) 外国税務に関する事務。
(8) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関する事務（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。
(9) 自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関する事務。
(市場運用部の所掌事務)

第12条の2 市場運用部においては、市場性運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用管理室の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 運用機関の選定及び構成等に関する事務。
(2) 委託運用資産の管理に関する事務。
(3) 運用機関等の管理及び評価に関する事務（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。
(オルタナティブ投資室の所掌事務)

第12条の3 オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理室、運用管理室及び市場運用部の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 自家運用及び余裕金の運用のための取引執行指示に関する事務。
(2) オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関する事務。
(3) オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関する事務。
(4) オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関する事務。

- (5) 外貨建て短期資産の運用方針の策定に関する事。
- (6) 運用機関の選定及び構成等に関する事。
- (7) オルタナティブ資産に係る運用の評価に関する事。
- (8) オルタナティブ資産に係る評価の手法に関する事。

(インハウス運用室の所掌事務)

第13条 インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自家運用及び余裕金の運用（オルタナティブ投資については、オルタナティブ投資室の取引執行指示に基づき、投資信託の購入及びそれに付随する為替取引の約定をする場合に限る。）に関する事。
- (2) 自家運用の運用方針の策定に関する事（オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関する事。
- (4) 自家運用の運用状況の測定に関する事。
- (5) 自家運用の貸付運用に関する事。

(監査室の所掌事務)

第14条 監査室においては、監査に関する事務をつかさどる。

- (1) 管理運用法人業務の内部監査に関する事。
- (2) 会計検査院の検査に関する事。
- (3) 会計監査人による会計監査に関する事。
- (4) 規程等の制定又は改廃に関する連絡、調整及び登録その他の規程等の管理に関する事。

(経営委員会事務室の所掌事務)

第14条の2 経営委員会事務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経営委員会の議事の運営に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、経営委員会の命を受けた業務に関する事。

(監査委員会事務室の所掌事務)

第14条の3 監査委員会事務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 監査委員会の議事の運営に関する事。
- (2) 監査委員会監査等の補助に関する事。
- (3) 契約監視委員会に関する事。
- (4) 監査室及び会計監査人との連携に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員会の命を受けた業務に関する事。

第2節 次長等

(次長)

第14条の4 総務部、企画部、投資戦略部、市場運用部及びオルタナティブ投資室に、次長を置くことができる。

- 2 総務部次長は、命を受けて、経理に関する事務をつかさどる。
- 3 企画部次長は、命を受けて、企画部の所掌事務に係る企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。
- 4 投資戦略部次長は、命を受けて、管理運用業務に係る投資戦略等に関する事務及び各部署との調整をつかさどる。
- 5 市場運用部次長は、命を受けて、市場運用部の所掌事務に係る企画、立案及び調整に関する事務並びにスチュワードシップ責任並びに株主議決権行使の分析及び評価に関する事務をつかさどる。
- 6 オルタナティブ投資室次長は、命を受けて、オルタナティブ投資室の所掌事務に係る企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(運用数理役)

第15条 調査数理室に、運用数理役1人を置くことができる。

- 2 運用数理役は、室長の命を受けて年金積立金運用に関する数理の専門的な事務をつかさどる。

(情報化統括責任者補佐官)

第16条 情報管理部に、情報化統括責任者補佐官1人を置くことができる。

- 2 情報化統括責任者補佐官は、法人ネットワークシステム及び業務の情報システム化に係る事務をつ

かさどるほか、別に定める事務に当たるものとする。

(部に置く企画役)

第16条の2 部に、企画役を置くことができる。

2 部に置く企画役は、命を受けて、部の所掌事務のうち特定の事項についての企画及び立案に参画し、又は調査若しくは調整の事務に当たるものとする。

第6章 課の設置等

第1節 総務部

(総務部に置く課)

第17条 総務部に、次の2課を置く。

総務課

経理課

(総務課の所掌事務)

第18条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総務部の所掌事務に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 役員に係る事務（経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 公印（経理課の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 管理運用法人の組織に関すること。
- (5) 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び研修全般に関すること。
- (6) 栄典、表彰及び儀式典礼に関すること。
- (7) 文書の收受に関すること。
- (8) 独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）による登記に関すること。
- (9) 衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- (10) 出張命令に関すること。
- (11) 図書管理に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、総務部の事務で経理課の所掌に属しないものに関すること。

(経理課の所掌事務)

第19条 経理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 経理計画に関すること。
- (3) 収入及び支出負担行為に関すること。
- (4) 収入及び支出の出納に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 物品の取得、出納、保管及び処分に関すること。
- (7) 不動産の取得、貸借、管理及び処分に関すること。
- (8) 契約（他の所掌に係る契約に属するものを除く。）に関すること。

第2節 企画部

(企画部に置く課)

第20条 企画部に次の2課を置く。

企画課

資金業務課

(企画課の所掌事務)

第21条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関すること。
- (2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 運用委員会に係る事務に関すること。
- (4) 業務方針の策定に関すること。
- (5) 官庁に対する報告、連絡、届出その他渉外に関すること。
- (6) 中期計画及び年度計画並びに管理運用の方針の策定に係る総括管理に関すること。

- (7) 業務概況書等に係る総括管理に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (10) 規程等の審査に関すること。
- (11) 管理運用法人のコンプライアンスに関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、企画部の事務で資金業務課の所掌に属しないものに関すること。

(資金業務課の所掌事務)

第21条の2 資金業務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 管理運用法人の資金管理（経理課の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) リバランスに関すること（投資戦略課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 運用機関及び資産管理機関への資金の配分及び回収に関すること。
- (4) 短期借入金に関すること。
- (5) 寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。
- (6) 自家運用の資金管理及び資産管理に関すること。
- (7) 自家運用の運用方針等に基づく資産管理機関に対する売買の指図に関すること。
- (8) 引き受けた財投債の管理に関すること。
- (9) 厚生年金基金等の物納による受入れに係る総合調整に関すること。

第2節の2 情報管理部

(情報管理部に置く課)

第21条の3 情報管理部に、次の2課を置く。

情報管理セキュリティ対策課

システム管理課

(情報管理セキュリティ対策課の所掌事務)

第21条の4 情報管理セキュリティ対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報資産の管理に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 情報セキュリティの確保の統括に関すること。
- (3) 情報セキュリティ教育に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、情報管理部の事務でシステム管理課の所掌に属しないものに関すること。

(システム管理課の所掌事務)

第21条の5 システム管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報化の推進に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 情報システムの設計、開発、保守及び運用に関すること。
- (3) データベースの維持管理に係る統括に関すること。

第2節の3 投資戦略部

(投資戦略部に置く課)

第21条の6 投資戦略部に、次の1課を置く。

投資戦略課

(投資戦略課の所掌事務)

第21条の7 投資戦略課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。
- (2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。
- (3) 年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関すること。
- (4) ESGを考慮した投資に関すること。

第3節 市場運用部

(市場運用部に置く課)

第22条 市場運用部に、次の2課を置く。

委託運用課

スチュワードシップ推進課

(委託運用課の所掌事務)

第23条 委託運用課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市場運用部の所掌事務に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 運用機関の選定及び構成等に関すること。
- (3) 委託運用資産及び自家運用に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。
- (4) 委託運用資産及び自家運用に係る運用の評価に関すること。
- (5) 委託運用資産及び自家運用に係る評価の手法に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場運用部の事務でスチュワードシップ推進課の所掌に属しないものに関すること。

第24条 削除

(スチュワードシップ推進課の所掌事務)

第25条 スチュワードシップ推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) スチュワードシップ責任並びに株主議決権行使の分析及び評価に関すること。
- (2) 所掌事務における国内外の機関投資家及び責任投資原則関係機関との連携に関すること。

第4節 特別な職

(室、事務室又は課に置く企画役)

第26条 室、事務室又は課に、企画役を置くことができる。

2 室、事務室又は課に置く企画役は、命を受けて、室、事務室又は課の所掌事務のうち特定の事項についての企画及び立案に参画し、又は調査若しくは調整の事務に当たるものとする。

(コンプライアンス・オフィサー補佐官)

第26条の2 企画部企画課にコンプライアンス・オフィサー補佐官を置くことができる。

2 コンプライアンス・オフィサー補佐官は、コンプライアンス・オフィサーの命を受けて管理運用法人のコンプライアンスに関する事務に当たるものとする。

第7章 雑則

(組織の細目及び事務の分掌等)

第27条 この規程に定めるもののほか、組織の細目及び事務の分掌等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平18.12.22改正)

この改正は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平19.1.31改正)

この改正は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平19.3.30全部改正)

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平19.6.28改正)

この改正は、平成19年6月29日から施行する。

附 則 (平19.7.31改正)

この改正は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平19.11.30改正)

この改正は、平成19年12月3日から施行する。

附 則 (平19.12.28改正)

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平20.3.31全部改正)

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平20.7.1改正)

この改正は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平20. 7. 9改正)
この改正は、平成20年7月11日から施行する。

附 則 (平20. 9. 25改正)
この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平21. 7. 10改正)
この改正は、平成21年7月12日から施行する。

附 則 (平21. 12. 25改正)
この改正は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平22. 3. 26改正)
この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 6. 3改正)
この改正は、平成22年6月3日から施行する。

附 則 (平22. 7. 20改正)
この改正は、平成22年7月20日から施行する。

附 則 (平23. 3. 30改正)
この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平26. 4. 1改正)
この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26. 12. 22改正)
この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 30改正)
この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 5. 9改正)
この改正は、平成27年5月9日から施行する。

附 則 (平27. 8. 1改正)
この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平27. 9. 30改正)
この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平27. 10. 30改正)
この改正は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平27. 12. 28改正)
この改正は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平28. 2. 29改正)
この改正は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 31改正)
この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 9. 30改正)
この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平29. 2. 3改正)
この改正は、平成29年2月3日から施行する。

附 則 (平29. 3. 29改正)
この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平29. 6. 30改正)
この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平29. 8. 31改正)
この改正は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平29. 9. 29改正)
この改正は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平30. 6. 18改正)

この改正は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平 30.12.27 改正）

この改正は、平成31年1月1日から施行する。

制裁規程

平成18年4月1日
平成18年規程第6号

改正 平成19年3月30日 平成19年6月4日 平成26年12月22日 平成27年3月30日
平成27年5月9日 平成27年8月1日 平成28年3月31日 平成29年10月2日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 制裁（第2条—第4条）
- 第3章 制裁事案発生の場合の手續（第5条—第7条）
- 第4章 制裁委員会（第8条—第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の制裁に関する手續等を定めることを目的とする。

第2章 制裁

（制裁を課する場合）

第2条 役員等が、法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）、これらの法律に基づく命令若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは法に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書（平成18年4月1日付厚生労働省発年字第0401021号認可）その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為（以下「違法行為等」という。）をしたときは、当該役員等に対し、次項に定める制裁を行うものとする。

2 次の各号に掲げる制裁処分の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）免職 予告しないで解雇する。
- （2）停職 1日以上3か月以内の出勤停止とし、その期間の給与は支給しない。
- （3）減給 減額すべき1回の額が平均給与（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に準じて算定した額をいう。）の1日分の半額を超えないで、かつ、減額の総額が一給与支払期における給与総額の10分の1を超えない範囲内において給与を減ずる。
- （4）戒告 始末書を徴して役員等の責任を確認し、その将来を戒める。
- （5）訓告 文書により注意し、その将来を戒める。
- （6）注意 口頭により注意し、その将来を戒める。

（制裁権者）

第3条 制裁は、理事長が、これを課す。

2 前項の規定に基づき制裁を課す場合には、理事長は、あらかじめ、第8条に規定する制裁委員会の意見を求めなければならない。

3 理事長が制裁を決定するに当たっては、制裁委員会の意見を尊重しなければならない。

（理事長等に対する制裁）

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長並びに経営委員会の委員長及び委員（以下「理事長等」という。）に対する免職の処分は、制裁委員会が厚生労働大臣に対し求めることによるものとする。

第3章 制裁事案発生の場合の手續

（調査及び報告書の作成等）

第5条 別表の役員等の区分欄（以下「第1欄」という。）に掲げる者について違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案が発生したときは、それぞれ同表の調査者の欄（以下「第2欄」という。）に定める者は、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。

2 前項の調査をした者は、当該調査により、別表の第1欄に掲げる者（理事長等を除く。）について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成しなければならない。この場合において、同表の第2欄に定める職員が属する部、室又は事務室の長は、遅滞なく制裁事案発生報告書を総務部長に提出しなければならない。

3 総務部長は、理事長等について第1項に規定する調査を行ったときは、制裁事案発生調査書を作成しなければならない。

（制裁事案の報告）

第6条 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、理事長等に係る制裁事案発生調査書を作成したときは、遅滞なく理事長、監査委員（理事長又は監査委員が調査の対象となったときは、これを除く。）及び制裁委員会に提出しなければならない。

2 企画部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、総務部長に係る制裁事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

3 総務部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、制裁事案発生報告書を作成し、又はその提出を受けたときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

（忌避）

第6条の2 前2条に規定する権限を行う者が第5条に規定する事案に関する者であるときは、理事（総務・企画等担当）が指定する者が、当該権限を行う者に代わって、その権限を行う。

（制裁事案発生報告書及び制裁事案発生調査書の記載事項）

第7条 制裁事案発生報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象者の所属、氏名、年齢及び生年月日
- (2) 対象者について業務上の監督責任を有する役員等の所属、氏名、年齢及び生年月日
- (3) 制裁事案の発生日時及び発生場所
- (4) 制裁事案の内容及び状況
- (5) その他参考事項

2 制裁事案発生調査書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象者の役職、氏名、年齢及び生年月日
- (2) 制裁疑義事案の発生日時及び発生場所
- (3) 制裁疑義事案の内容及び状況
- (4) その他参考事項

第4章 制裁委員会

（設置目的）

第8条 役員等の制裁に関し、公正を期すため、管理運用法人に制裁委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（機能）

第9条 委員会は、第3条第2項の規定により、理事長から意見を求められたときは、制裁事案発生報告書に記載された報告事案について審議し、理事長に対し意見を提出するものとする。

2 委員会は、第6条第1項の規定により提出のあった制裁事案発生調査書に係る制裁疑義事案について審議し、理事長等について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成するとともに、遅滞なく意見を添えてこれを理事長及び監査委員（理事長又は監査委員が報告の対象となったときは、これを除く。）に提出するものとする。

3 前項に規定する場合において、委員会が理事長等に対する免職の処分を審議したときは、同項中「理事長及び監査委員」とあるのは、「厚生労働大臣、理事長及び監査委員」として同項の規定を適用する。

4 委員会は、前3項の規定により意見又は報告書を提出する場合には、あらかじめ、当該意見又は報告書に係る審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（委員会の構成）

第10条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

3 委員は、理事（管理運用業務担当）、上席審議役、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、企画部長、市場運用部長及び監査室長をもって充てる。

(委員長の職務)

第11条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が審議（その監督責任（重大なものを除く。）のみに関するものを除く。）の対象者であるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の出席の停止)

第13条 委員は、自己が審議の対象者であるときは、委員として委員会の会議に出席することができない。

- 2 前項の規定は、委員がその監督責任（重大なものを除く。）のみに関する審議の対象者であるときは、適用しない。この場合において、当該委員の監督責任について決議をするときは、その委員は、議決権を有しない。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

第5章 雑則

(就業規則との関係)

第15条 この規程による制裁が職員に課されたときは、就業規則（平成18年規程第5号）に定める懲戒処分は行わない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、役員等の制裁及び委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月4日）

この改正は、平成19年6月4日から施行する。

附 則（平成26年12月22日）

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

(施行日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正（第2条第1項第2号の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する制裁の適用については、改正前の規定は、この改正の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年5月9日）

この改正は、平成27年5月9日から施行する。

附 則（平成27年8月1日）

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月2日）

この改正は、平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

別表（第5条関係）

役員等の区分	調査者
理事長、経営委員会の委員長 及び委員、理事、参与、上席 審議役、審議役、部長（総務 部長を除く。）、室長、事務 室長並びに次長	総務部長
総務部長	企画部長
その他の職員	職員が属する部、 室又は事務室の 長